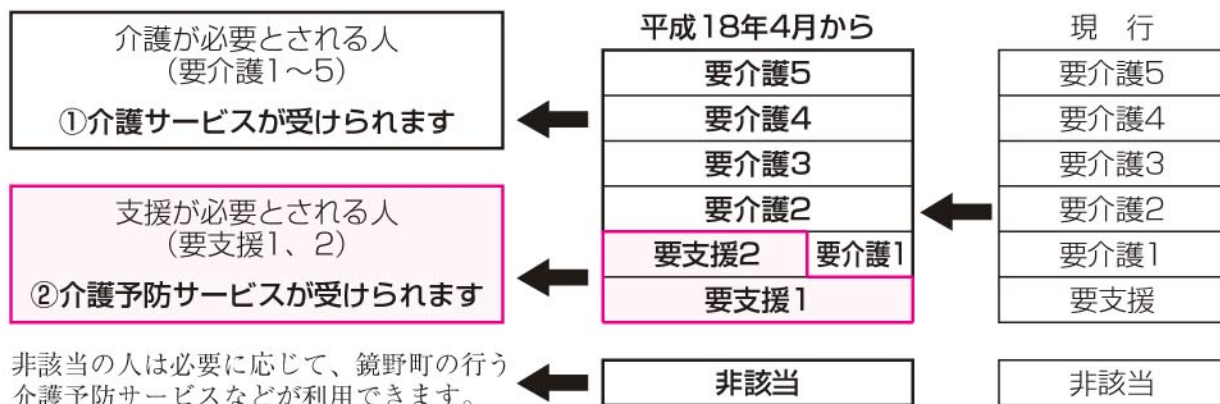


3. 要介護・要支援状態の判定

必要とされる要介護、要支援の状態が決められます。

ここが変わります

これまでの要介護1の状態の人は、認知症の自立度や身体機能の程度などから「要介護1」または「要支援2」に分けられます。



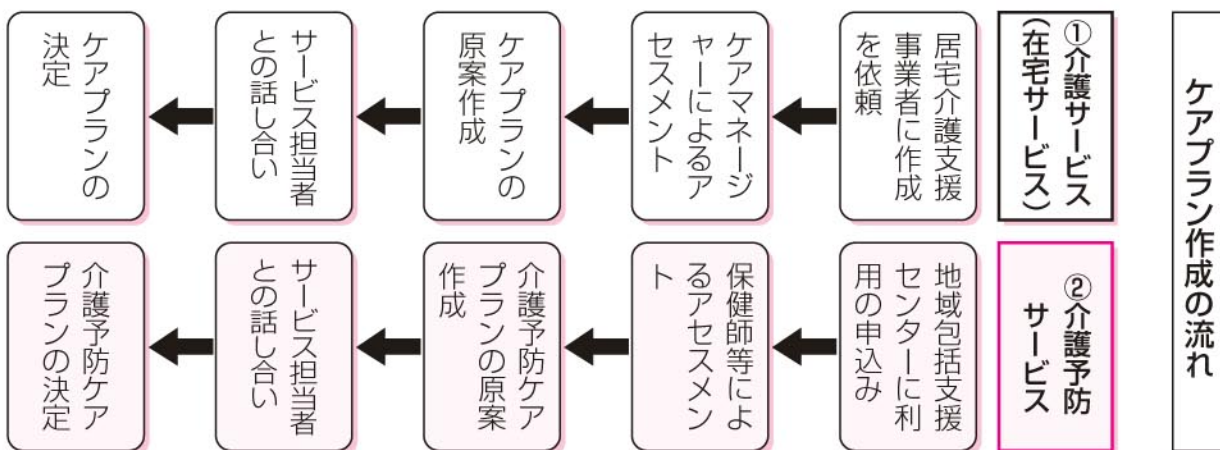
4. ケアプランの作成

どのようなサービスをどの程度利用するか、居宅介護支援事業者のケアマネージャーと相談してケアプランを作成します。



ここが変わります

要支援1、2と認定された人は地域包括支援センターで保健師が中心となってケアプラン（介護予防プラン）を作成します。



5. サービスを利用します

ケアプランにもとづいてサービス事業者が提供するサービスを利用します。利用者はサービスにかかった費用の1割を自己負担します。

お問い合わせ先：鏡野町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL.0868(54)2986